

科 目	学 部	学 科	分野・コース	
小論文	家政学部	児童学科	—	
受験番号		氏 名		採 点

枠内の文章は、「川崎市子どもの権利に関する条例」に関連して、「子どもの権利を守るために保護者などのおとなの方々にぜひお知らせしたいこと」として公開されたものです（注釈は出題者による）。文章を読み、各問いに答えなさい。

保護者や大人の皆さんへ ～子どもの権利条例をより理解していただくために～

皆さんは日ごろ、子どもの命や健康を守る、成長を支える、子どもの思いを受け止めるなど、特に意識していなくても、子どもの権利を当たり前のこととして子どもと接していると思います。

でも、残念なことに、子どもの命が脅かされる事件が後を絶たないのも事実です。

また、強い立場にある保護者、大人の都合や感情でなされた行為が、子どもの心に深い傷を負わせることもあります。

改めて、「児童の権利に関する条約」注1) に示された子どもの健やかな成長に欠かせない「子どもの権利」いわば子どもの基本的人権をしっかり認識し守ることが求められています。

「子どもの権利」を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。

しかし、例えば子どもの意見表明の権利を尊重するということは、子どもの言いなりになることではありません。同じ一人の人間としてお互いが大切にされ、尊重される権利を持っています。

子どもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて、対話しアドバイスをを行うなど適切な対応を図ることが大切なのです。

まず、条例をご一読いただき、これらをヒントに、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、子どもが次代を担う社会の一員として羽ばたいていけるよう、子どもの生きる力をはぐくんでいきましょう。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

～子どもたちからおとなへのメッセージ～

「まず、おとなが幸せにいてください。

おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、

まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」

子どもの権利条例子ども委員会のまとめ
(2001年3月24日 条例報告市民集会)

科 目	学 部	学 科	分野・コース	
小論文	家政学部	児童学科	—	
受験番号	氏 名			採 点

（注１）1989年の国連総会で採択された。日本は、1990年に条約に署名し1994年４月22日に批准している。通称として「子どもの権利条約」がある。児童に対する差別を禁止し、児童にとっての最善の利益、生存及び発達の権利、意思を表明する権利等を確保することを定めている。

- 問１．子どもの権利や幸せが尊重される社会を実現するために、保護者や大人はどのような存在であるべきかについて、枠内の文章から読み取ったことを説明してください。

(400字以内)
- 問２．枠内の文章に含まれる子どもの危機的な状況あるいは大人に求められる態度を取り上げ、子どもの権利や幸せが尊重される社会の実現のため、あなたが保育者または教育者としてできると考えることを、理由や根拠とともに述べてください。

(600字以内)

